# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月28日提出

【計算期間】 第25特定期間(自 2025年1月28日至 2025年7月28日) 【ファンド名】 グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為

替ヘッジなしコース(目標払出し型)

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限

定為替ヘッジコース(目標払出し型)

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 積木 利浩

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【電話番号】 03-6774-5100

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

各コースは、追加型投信/内外/資産複合に属し、ブラックロック・グローバル・アロケーション・ファンドの運用成果を反映する指数連動債に投資し、世界各国のさまざまな資産への分散投資で得られる収益の獲得と、分配実施 による定期的な運用資産の一部払い出しを目的として運用を行います。

実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、各コースにつき金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

各コースは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式債券
追加型	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注)各コースが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財
	産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益
	を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式・債券・不動産投信(リート)・
	その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載が
	あるものをいう。

# 属性区分表

<毎月決算・為替ヘッジなしコース>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
— 一般		(含む日本)	
大型株	年2回		
中小型株		日本	あり
	年4回		( )
債券 		北 <del>米</del> 	
一般	年6回(隔月)		
公債	在40回(有日)	区欠州  	<b>+</b> >1
社債 その他債券	年12回(毎月)	  アジア	なし
クレジット属性	  日々		
( )		オセアニア	
	その他 ( )		
不動産投信		中南米	
その他資産		アフリカ	
( )			
次立治人		中近東(中東)	
資産複合		  エマージング	
( )   資産配分固定型		<del>-</del>	
資産配力回足室 資産配分変更型			
,			

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## <毎月決算・限定為替ヘッジコース>

、	1	1	
投資対象資産		投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	
一般		(含む日本)	
大型株	年2回		
中小型株		日本	あり
	年4回		(限定ヘッジ)
債券		北米	
一般	年6回(隔月)		
公債		区欠州	
社債	年12回(毎月)		なし
その他債券		アジア	
クレジット属性	日々		
( )		オセアニア	
	その他 ( )		
不動産投信		中南米	
その他資産		アフリカ	
( )			
		中近東(中東)	
資産複合			
( )		エマージング	
` 資産配分固定型			
資産配分変更型			
		1	i

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 属性区分の定義

## <各コース共通>

債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主とし
	て投資する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載が
	あるものをいう。
グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含
(含む日本)	む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし <sup>(注)</sup>	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載が
	あるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替の限定ヘッジを行う旨の記載が
(限定ヘッジ) <sup>(注)</sup>	あるものをいう。

(注)属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

各コースは、指数の変動率に基づき価格が変動する仕組みの債券に投資します。このため、組み入れ ている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(債券 その他債券)と、収益の源泉となる資産を 示す「商品分類表」の投資対象資産(資産複合)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

## b.ファンドの特色

- ブラックロック・グローバル・アロケーション・ファンド\*の運用成果を反映する指数連動債に投資し、世界各国の株式や債券などさまざまな資産への分散投資で得られる収益の獲得を目指します。
  - \*正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド」(以下「参照ファンド」という場合があります。)です。参照ファンドはブラックロックが運用を行います。
  - ●指数連動債が参照する指数は、参照ファンドの運用成果に基づき円ベースで算出されますが、為替取引の有無により以下の通り区別されます。

コース名	毎月決算・為替ヘッジなしコース (目標払出し型)	毎月決算・限定為替ヘッジコース (目標払出し型)
参照指数	グローバル・アロケーション・ファンド・ インデックス(為替ヘッジなし)	グローバル・アロケーション・ファンド・ インデックス(限定為替ヘッジ)
為替取引	なし	あり(米ドル売り/円買い)

- ●各コースでは、原則として、指数連動債の組入比率を高位とします。
- ※指数連動債は償還時まで保有することを基本とします。ただし、指数連動債は所定の要件(指数算出者\*の事前申出による 残存期間の短縮化を含みます。)により繰上償還される場合があります。この場合、指数連動債の償還に合わせて、受託会 社と合意の上、投資信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。
- \*UBS銀行ロンドン支店を指します。後掲「グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(参照指数)の概要」参照。以下同じ。

## ブラックロック

- 「ブラックロック」は、運用資産総額で世界最大級の独立系運用会 社であるブラックロック・インクおよびグループ会社の総称です。
- 「ブラックロック」の運用資産総額は12.5兆米ドル(約1,810兆円\*) にのぼります。

# BlackRock\*

「ブラックロック」は世界各国の個人投資家および機関投資家のため、株式、債券およびオルタナティブ商品といったさまざまな資産クラスの運用を行っています。

上記は2025年6月末時点です。 ※1米ドル=144.445円で換算

# 分配を通じて運用資産の一部を定期的に払い出します。

- ●分配金は投資収益に基づくものではなく、所定の利金乗数を用いて定期的に更新される指数連動債の利金に基づく額を目標とします。指数連動債は、運用資産を払い出す仕組みを有することから、各コースの分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。
- ●運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆あるいは保証するものではありません。



為替ヘッジの有無に応じて2つのコースからお選びいただけます。

各コース間においてスイッチングができる場合があります。 \*\*スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。

## 参照ファンドの概要

ファンド 名: ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド

形態:ルクセンブルグ籍外国投資法人/クラスI米ドル建投資証券

設 定 日:1997年1月3日(当外国投資法人の設定日)

投資運用会社:ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

投 資 方 針:世界中のさまざまな資産(株式・債券など)、国・地域、セクターなどから、投資魅力度が高いと判断す

る資産を発掘します。多くの資産および銘柄(証券)に分散投資をすることで、株式投資より低いリスクで、競争力のあるリターンの獲得を目指します。投資環境に応じて株式や債券などの各資産への配分比率や個別銘柄(証券)への投資比率を機動的に変更することで、中長期的なトータルリターン

の最大化を目指します。

※上記投資信託証券については、資金流出入にともない発生する取引費用などによる当該投資信託証券の純資産への影響を軽減するため、純 資産価格の調整が行われることがあります。純流入額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が上方へ調整され、逆に 純流出額が純資産総額に対し所定の割合を超える場合には純資産価格が下方に調整されます。したがって、資金流出入の動向が純資産価格 に影響を与えることになります。

# ご参考:アロケーション・ファンドの運用体制および運用プロセス アロケーション・ファンドの運用体制

ポートフォリオ・マネジャー(主運用者)、アナリストや調査担当者などで構成されるグローバル・アロケーション運 用戦略専属の運用チームが、世界中のさまざまな投資機会を発掘します。 また、ブラックロックの総合的な運用力を結集し、リターンの追求のみならず、リスクの抑制を目指した運用を行

## グローバル・アロケーション運用戦略チーム

#### ポートフォリオ運営

主運用者

ポートフォリオ管理

ポートフォリオのリスク分析、

資産配分、投資戦略などの 最終的な投資判断 チーム運営の統括、企画・総務 プロダクト・スペシャリスト

運用状況の発信、チーム内外 での連携など

## 調査担当者

マクロ経済分析、ファンダメンタル分析、計量分析などを駆使し、 さまざまな資産につき国・地域別、業種別などから徹底した調査・ 分析を実施

リスク・クオンツ分析

います。

世界中の運用チーム

ブラックロック・ソリューションズ

独立したリスク管理の観点から運用 チームをサポート

投資アイデアの分析・提供など

資産運用を支援するためのシステム 開発など

## アロケーション・ファンドの運用プロセス

#### 投資対象

世界の株式・債券および短期証券

トップダウンビューに基づくリサーチ 資産クラス・国・トレンドの分析

資産配分(目安):株式60%、債券40% 国別配分(目安):北米60%、その他40%

ボトムアップに基づく分析リサーチ

株式:割安度に基づく個別銘柄分析 債券: クレジット分析を中心とした トータルリターン分析

ポートフォリオ構築 700銘柄以上の銘柄分散

規律ある機動的な銘柄入れ替え

出所:ブラックロックのデータを基にアセットマネジメントOne作成

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 将来の市場環境等の変動により、組入銘柄数は変更される場合があります。

上記は2025年7月末現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 指数連動債の概要

発行体: スター・ヘリオス・ピーエルシー

通貨 : 円建て

利金 : 各債券において1年ごとに所定の率(利金乗数)を債券価格に乗じて得た額に基づい

て計算されます。したがって、1年ごとに更新され、変動します。

利金乗数

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(為替ヘッジな

し)連動債A 17.4%

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス (限定為替ヘッ

ジ)連動債C 17.4%

利払い回数 : 原則として年12回

満期償還日 : 2028年1月18日

指数連動債は所定の要件(指数算出者の事前申出による残存期間の短縮化を含みま

す。)により繰上償還される場合があります。

債券の: 原則として、グローバル・アロケーション・ファンド・インデックスの日々の変動率

価格変動と同程度に変動します。

信用格付け: 信用格付けは取得しておりません。

注意事項 : 各債券の利金は、元金から生じる利子ではなく、債券の価格から差し引かれる性質の

ものです。

一般の債券とは異なり、この指数連動債の償還価格は、参照指数に連動して決定されることに加え、償還までに払い出した利金が全額差し引かれる仕組みですので、額面を大きく下回ることがあります。発行体が行うスワップ取引の相手方となるUBS銀行ロンドン支店が債務不履行に陥った場合などには、本債券はすみやかに償還されます。また、その際はスワップ取引による収益の一部が受け取れない場合があります。

スター・ヘリオス・ピーエルシーは、分別保管される資産を裏付けとして債券を発行することを主な 業務とする、アイルランド籍の特別目的会社です。裏付資産 (参照ファンドなど) は保管会社によっ て分別管理されています。

## グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス (参照指数)の概要

世界各国の株式や債券などに投資して、トータルリターンの最大化を目指すルクセンブルグ籍外国投資法人「ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド」クラスI米ドル建投資証券のパフォーマンスを反映する円ベースの指数です。同指数には為替取引(米ドル売り/円買い)を行わない指数と行う指数があります。UBS銀行ロンドン支店が指数の算出・公表を行います。

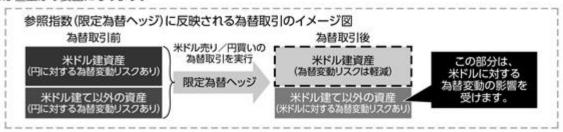
UBS銀行ロンドン支店は参照ファンドおよびその投資対象資産への投資の妥当性などについて何ら判断を行わず、参照指数のパフォーマンスにも責任を負うものではありません。

## グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(為替ヘッジなし) 参照ファンドの運用成果(円ベース)

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(限定為替ヘッジ) 参照ファンドの運用成果(円ベース)+「米ドル売り/円買い」の為替取引の損益

## 限定為替ヘッジによる影響(限定為替ヘッジコースの場合)

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(限定為替ヘッジ)では、参照ファンドにおけるすべての投資資産の発行 通貨について対円での為替ヘッジを行うわけではなく、全資産を米ドルに換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り/円買いの為替取引を行うことを基本とします。これにより、米ドル建資産については対円での為替変動リスクが軽減されますが、米ドル建て以外の資産については、その発行通貨が米ドルに対して下落した場合は参照指数の値下がり要因に、上昇した場合には値上がり要因になります。



## ■分配方針

## 原則として毎月27日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、分配を行います。

各コースの分配金の決定にあたっては、原則として、各コースの決算日の直前に支払われた指数連動債の利金に基づく額を払い出すことを目標とします。なお、目標として掲げる払出し額は、現金・その他資産も保有することによる受取利金額の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮し、目標額決定時の基準価額に対して所定の率(1.2%(年当たり14.4%))を乗じて得た額を上限とします。

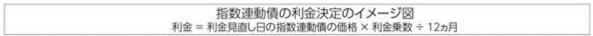
各コースの目標払出し額は、毎年1月に決定され、その適用は2月からとなります。



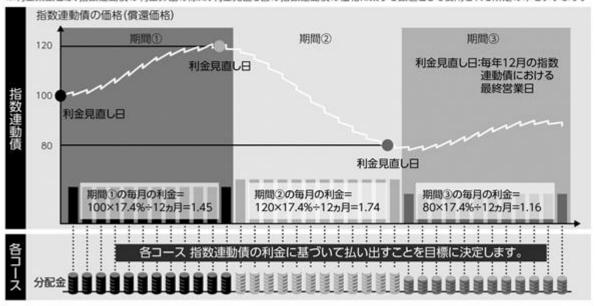
- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの 全額とします。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ■指数連動債の利金について

◆指数連動債の利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として1年ごとに到来する特定日(以下 「利金見直し日」といいます。)の指数連動債の価格に所定の利金乗数(年当たり17.4%)を乗じて得た額に基 づいて計算されます。利金が支払われると指数連動債の価値も利金分減少していく仕組みです。各コースに おいて、投資収益が十分でない場合に分配を行うと、実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場 合、各コースの基準価額が大きく下落することがあります。



※利金乗数とは、指数連動債の利金算出の際に、利金見直し日の指数連動債の価格に乗ずる数値として使用される所定の率をいいます。



- ▶上記はイメージ図であり、将来の指数連動債の価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。
- ▶各コースは指数連動債を高位に組み入れますが、現金・その他資産も保有することによる受取利金額の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮した内部留保により、各コースの分配金の水準および基準価額の値動きと、指数連動債の利金の水準および価格の値動きは同一にはなりません。
- ▶こうした分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合などには、分配金額が変更になる場合があります。

# 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので分配金が支払われると、そ の金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有 無や金額は確定したものではありません。

# 投資信託から分配金が支払われるイメージ

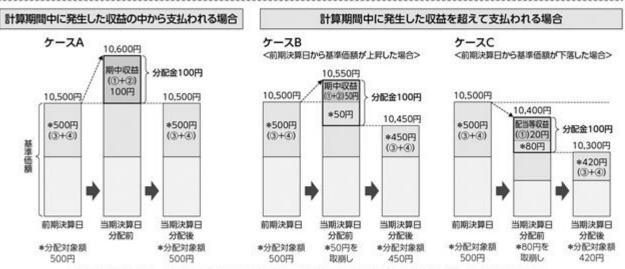


◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益·評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

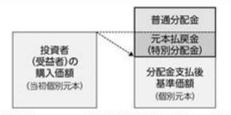


上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

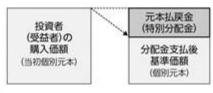
- ケースA:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円
- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
  ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

# 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



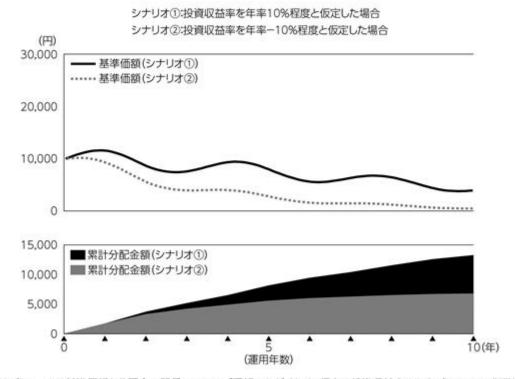
※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻 金(特別分配金)部分は、 非課税扱いとなります。



普通分配金 :個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ 基準価額と分配金のイメージ図

- ◆分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。
- ◆好調な投資環境では、分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので再投資効果が減少し、結果として、分配金を全額再投資した場合の換金代金または償還金と比べて、その額は少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、受け取る分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。
- ◆投資環境が不振であると、分配金による基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、 換金代金または償還金は当初の元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。
- ◆投資者における実際の損益(課税前)は、すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額と、購入代金(購入時手数料を含む)の差額になります。



上記の図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースで指数連動債を常に100%組み入れ、運用管理費用(信託報酬)などのコストを控除せず、利金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、指数連動債を常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用(信託報酬)や指数連動債の取引コストなどがかかります。また、利金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。上記の各シ ナリオで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものでは一切ありません。 実際の投資収益率は各シナリオで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。各シナリオ通りの投資収益率が最終的に実現し た場合であっても、期間中の基準価額の動きや分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。 <参 考>

#### 参照指数の概要

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス (為替ヘッジなし/限定為替ヘッジ) [英語名称: Global Allocation Fund Index (Unhedged / Limited Hedged)]

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(為替ヘッジなし/限定為替ヘッジ)(以下、「当該指数」といいます。)は、ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンドのパフォーマンスを反映する指数です。為替取引の分類により為替ヘッジなし、限定為替ヘッジの2つの指数があります。当該指数は円ベースの指数であり、アセットマネジメントOne株式会社(以下、「アセットマネジメントOne」といいます。)がインデックス・スポンサーを務め、インデックス計算代理人であるUBS銀行ロンドン支店(以下、「UBS」といいます。)によって計算および発表が行われます。

## 当該指数の詳細は下記の通りです。

- 当該指数の実質的な投資対象となる参照ファンドは、ルクセンブルグ籍のブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド クラス I 米ドル建投資証券(以下、「参照ファンド」といいます。)です。
- 参照ファンドは原則として変更されませんが、インデックス計算代理人が必要と認めた場合には、変更を行うことが可能です。
- 為替ヘッジなし指数は、参照ファンドの純資産価格とロンドン時間16:00時点の米ドルの対円スポットレートを用いて、円換算で計算されるパフォーマンスを指数化したものです。
- 限定為替ヘッジ指数は、ロンドン時間16:00時点の米ドルの対円スポットレートを用いて円換算された参照ファンドのパフォーマンスと、原則として約1ヵ月毎に約1ヵ月満期の外国為替予約取引(米ドル売り/円買い)を実施した場合のパフォーマンスを合計し、指数化したものです。外国為替予約取引に用いる直先スプレッドはUBSが対顧客向けに提示する売買相場値を用います。
- インデックス計算代理人はインデックス・スポンサーとの協議に基づき、為替取引の方法を変更する ことができます。
- 指数の値動きには、参照ファンドのパフォーマンス(純資産価格の値動き)と、米ドルの対円でのスポットレート及び外国為替予約取引のパフォーマンス(円の米ドルに対する金利差(プレミアムまたはコスト)と値動き等)が影響します。
- 指数手数料として、年率0.08%が当該指数値から日々控除されます。
- 当該指数はブルームバーグ、クイックなどの情報端末上に日々発表されます。

当該指数に関する著作権、およびその他知的財産権はアセットマネジメントOneに帰属しており、アセットマネジメントOneの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。 UBSは、当該指数における参照ファンドおよびその投資対象証券への投資の妥当性などについて何ら判断を行わず、当該指数のパフォーマンスにも責任を負うものではありません。UBSはこれら指数の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、これら指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

当該指数は、事前通告なく指数の構成や算出方式等が変更される場合があります。

## 指数連動債の概要

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス (為替ヘッジなし・限定為替ヘッジ)連動債シ リーズ

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(為替ヘッジなし)連動債A("連動債A") グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(限定為替ヘッジ)連動債C("連動債C")

発行体 : STAR Helios plc (アイルランド籍特別目的会社)

計算代理人 : UBS銀行ロンドン支店

通貨 : 円建て発行価格 : 100.00%参照指数 : 連動債A:

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス ( 為替ヘッジなし )

連動債 C:

グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(限定為替ヘッジ)

条件決定日 : 2013年2月11日 債券発行日 : 2013年2月13日 満期評価日 : 2028年1月10日 満期償還日 : 2028年1月18日

(条件決定日/債券発行日/満期評価日/満期償還日は、市場混乱事由など、英

文タームシートに記載される条件に従い、調整される場合があります。)

債券価格: 原則として、参照指数の日々の変動率と同程度に変動します。ただし、利落ち日

(原則として、クーポン支払日の4営業日前)には、利落ち前の債券価格において変動率が同程度の関係となります。債券価格は、計算代理人が市場実勢に基づ

いて計算を行います。

クーポン : 以下の算式に従って計算代理人の単独の裁量によって決定されます。したがっ

て、期間毎に更新され、変動します。

クーポン = 利金見直し日における指数連動債の価格 x 利金乗数 ÷ 12

利金乗数 : 17.4%

(なお、計算代理人は単独の裁量で利金乗数を変更することができます)

利金: 毎年12月の最終営業日

見直し日 (当初は条件決定日とする)

クーポン : 毎月18日

支払日

上記指数連動債の概要は、英文タームシートの抄訳です。

## (2)【ファンドの沿革】

2013年2月8日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

2022年4月28日 信託期間を2028年1月27日までに変更(当初は2023年1月27日ま

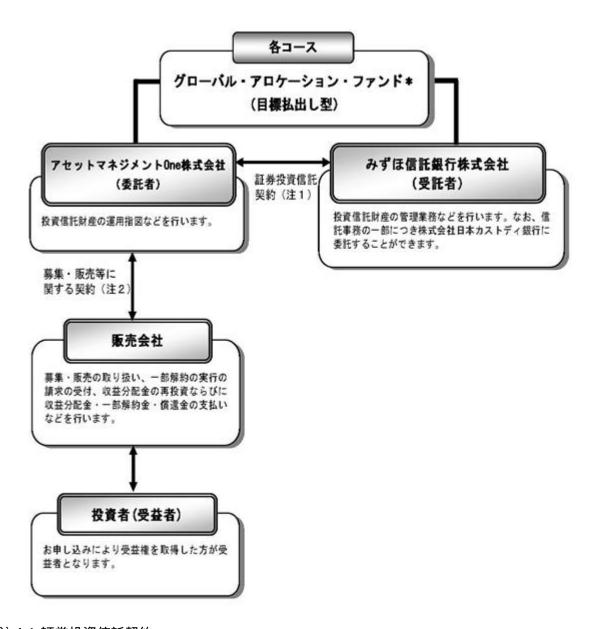
で)

## (3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み

図中の\*には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

毎月決算・為替ヘッジなしコース | 毎月決算・限定為替ヘッジコース



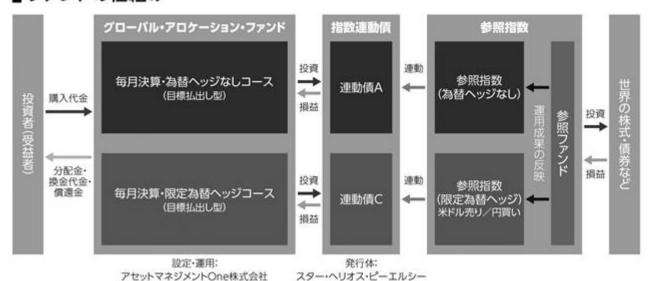
## (注1)証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

## (注2)募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

## ■ファンドの仕組み



- ・投資対象とする指数連動債は、「為替ヘッジなしコース」ではグローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(為替ヘッジなし)連動債A、「限定為替ヘッジコース」ではグローバル・アロケーション・ファンド・インデックス(限定為替ヘッジ)連動債Cとなります。
- ・指数連動債は円建てです。

## b . 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

## 資本金の額

20億円 (2025年7月31日現在)

## 委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ
	リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社
	と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
	とする。
2008年1日1日	「剛銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、から「DTA

2008年1月1日 - リ銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2025年7月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグ ループ	東京都千代田区大手町一丁目5番 5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% 2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13 番1号	12,000株	30.0% 2

- 1: A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

・下記の\*1、\*2、\*3には次の表をあてはめてご覧ください。

	* 1	* 2	* 3
毎月決算・			( 為替ヘッジなし ) 連動債 A
為替ヘッジなしコース			(河自ハックなり)建動頂A
毎月決算・	と米ドル売り / 円買い	と為替取引	(限定為替ヘッジ)連動債 C
限定為替ヘッジコース	の為替取引の損益	こ河首取り	「限に何日ハック)圧動頂し

## (1)【投資方針】

## a . 基本方針

各コースは、ブラックロック・グローバル・ファンズ グローバル・アロケーション・ファンド(以下「参照ファンド」といいます。)の運用成果\*1を反映する仕組みの債券に投資し、世界各国の様々な資産への分散投資\*2で得られる収益の獲得と、毎月の分配実施(実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額を充当することができます。)による定期的な投資信託財産の一部払い出しを目的として運用を行います。

## b. 運用の方法

#### (イ)主要投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

#### (口)投資態度

原則として、グローバル・アロケーション・ファンド・インデックス\*3(以下「指数連動債」といいます。)を高位に組み入れます。指数連動債は、参照ファンドの運用成果\*1に基づき算出される指数(以下「参照指数」といいます。)の値動きを反映する仕組みを有し、参照ファンド等を担保資産として特別目的会社により発行されるものです。

指数連動債の利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として1年毎に到来する特定日の指数連動債の価格に所定の率を乗じて得た額として定期的に更新されます。

指数連動債は償還時まで保有することを基本とします。ただし、指数連動債は所定の要件により繰上償還となることがあり、この場合、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

各コースの資金動向や参照ファンドの状況等によっては、また、やむを得ない事情が発生 した場合には、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

各コースにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
  - 八.金銭債権
  - 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形
- b. 有価証券および金融商品の指図範囲等
- (イ)委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  - 1.株券または新株引受権証書
  - 2.国債証券
  - 3.地方債証券
  - 4.特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - 10. コマーシャル・ペーパー
  - 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
  - 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
  - なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- (ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4. 手形割引市場において売買される手形
  - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。

## c . 先物

- (イ)委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8 項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含める ものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通 貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (八)委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### d . スワップ

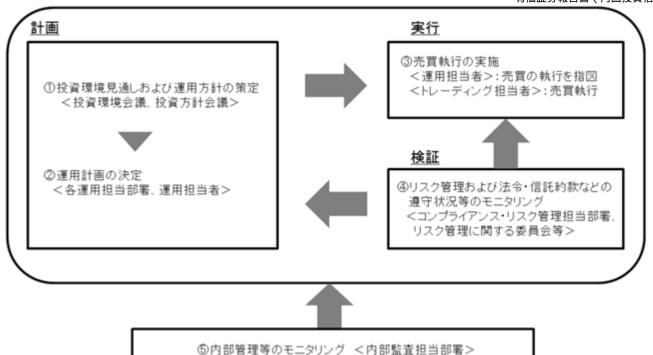
(イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受

取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。) を行うことの指図をすることができます。

- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e . 金利先渡取引および為替先渡取引
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (八)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
- (へ)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

## (3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



#### 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

## 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

#### モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~80人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

## 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数5~15人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・ 効率性等の観点からモニタリングを実施します。

#### b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

#### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

a . 収益分配方針

収益分配は原則として、毎月27日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配(実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。以下同じ。)を行います。

- 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 2.分配金額は、原則として、各コースの決算日の直前に支払われた指数連動債の利金に基づく額を払い出すことを目標に委託者が決定します。当該利金は、参照指数の投資収益に基づくものではなく、原則として1年毎に到来する特定日の指数連動債の価格に所定の率を乗じて得た額に基づいて計算されます。結果として、分配金は実質的な投資元本の払い戻しにより一部または全部の額が充当されることがあります。
- 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

#### b . 収益分配方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

## c.損失の繰り越し

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d . 分配金の取り扱い

「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、 受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づ き、全額再投資されます。

#### (5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を 超えることとなる投資の指図をしません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

c . 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、当該投資信託証券のうち取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。)または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券の時価総額については、合計額の計算においてこれを算入しません。

- d . 同一銘柄への投資割合
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額 の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ハ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社 債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしま せん。
- e . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- f.投資する株式等の範囲
- (イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新 株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委 託者が投資することを指図することができるものとします。
- g. 信用取引の指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (口)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に 定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公 社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
  - 1.株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2.公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の50%を超えないものとします。
- (口)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- i . 公社債の空売りの指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内で行うものとします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- j.公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。

- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(口)の借り入れにかかる公社債の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超え る額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- k.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 1.外国為替予約の指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (ロ)予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額 につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信 託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする 当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### m. 資金の借り入れ

- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者 への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間 が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代 金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日におけ る投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。
- n. 利害関係人等との取引等
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者(第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- (口)受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこ とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことが できるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様と します。
- (八)委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しな い場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいま す。) または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投 資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることがで き、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことがで きます。
- (二)上記(イ)(ロ)(ハ)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3 項および同法第32条第3項の通知は行いません。
- o . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合 理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率 は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えるこ ととなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となる よう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

a.同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権 の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもっ て取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

#### 3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

各コースは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資 しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみな さまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、 基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a . 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状 況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはそ の影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

#### b. 為替変動リスク

<為替ヘッジなしコース> 為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

<限定為替ヘッジコース> 為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が 現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該 外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

#### 限定為替ヘッジコース

当コースでは、参照ファンドの運用成果と米ドル売り/円買いの為替取引の損益を反映する 指数連動債に投資します。この為替取引により参照ファンドが保有する米ドル建資産の対円で の為替変動リスクは軽減されますが、米ドル建て以外の資産については米ドルに対する為替変 動リスクを負うことになります。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合に は、当コースの基準価額が下落する可能性があります。また、円の金利が米ドルの金利よりも 低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

#### c . 金利変動リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には 公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。

#### d.信用リスク

公社債などの格付けの引き下げ等は、基準価額の下落要因となります。

公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。投機的格付けが付与されているハイイールド債券や当該格付けが付与されている国が多い新興国の債券は、投資適格の債券に比べ信用リスクは高くなります。

## e . カウンターパーティ・リスク

スワップ取引の相手方が倒産した場合は、基準価額の下落要因となります。

各コースが投資対象とする指数連動債の発行体は、UBS銀行ロンドン支店を取引相手として、連動対象指数に概ね連動する投資成果と発行体の保有する資産の投資成果を交換する取引(スワップ取引)を行います。この取引では、原則として連動対象指数のリターンが裏付資産のリターンに対してプラスとなった場合には取引相手から発行体に、逆にマイナスとなった場合には発行体から取引相手に当該リターンの差に相当する額が支払われます。

このスワップ取引において、取引相手となるUBS銀行ロンドン支店が債務不履行に陥った場合などには、指数連動債は繰上償還となり各コースも繰上償還されます。この場合、発行体は連動対象指数と保有資産のリターンの差を受け取ることができない可能性があるため、保有資産を換金して指数連動債の償還金を各コースに支払いますが、リターンに相当するものとして本来受け取ることができた額よりも保有資産を換金して得られた額(換金に関する費用控除後)が少額となる可能性があり、その差額相当分だけ各コースの償還金が減少する要因となります。

また、各コースが繰上償還されると、運用を継続した場合に得られる可能性があった収益が 獲得できなくなることになります。

## f.流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の 下落要因となります。

有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場 合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性が あります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基 準価額が下落する可能性があります。また、各コースが組み入れる指数連動債は、当該指数連 動債の値付業者が取引の相手方となる形式により流動性の確保を図りますが、参照ファンドな どの取引停止や、値付業者の財務状況が著しく悪化した場合などには、当該指数連動債の流動 性が著しく低下する可能性があり、その影響により、各コースの基準価額が下落する可能性が あります。

#### g . カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって 資産価格 や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下 落する可能性があります。

一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未 発達であり、さまざまな地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くな る可能性があります。

h . 特定の投資信託証券に投資するリスク

組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

各コースが実質的に投資する投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各コースの運 用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場 合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性が あります。

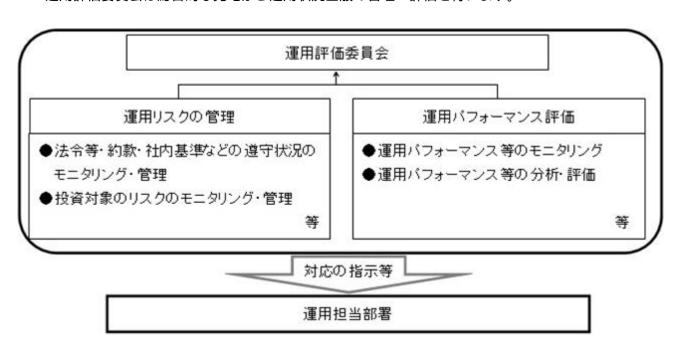
- i . 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオ フ)の適用はありません。
- (ロ)各コースは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主た る取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市 場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがありま す。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が 中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代 金のお支払が遅延する可能性があります。
- (八)有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (二)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があり ます。
- (ホ)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信 託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用 に切り替えることがあります。
- (へ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有 価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基 準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

- (ト)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各コースの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ)各コースが投資対象とする指数連動債は、所定の要件(指数算出者の事前申出による残存期間の短縮化を含みます。)により繰上償還される場合があります。この場合、指数連動債の償還に合わせて、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。

## (2)リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

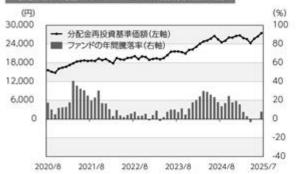
リスク管理体制は2025年7月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

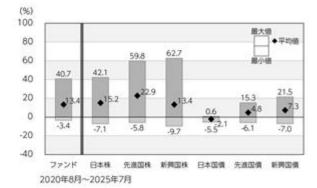
# <参考情報>

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

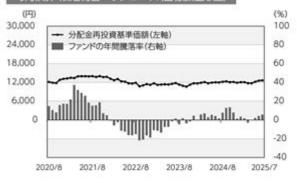
#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

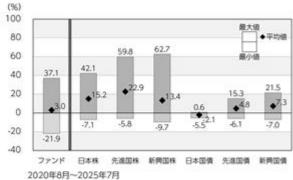
## 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)





#### 毎月決算・限定為替ヘッジコ・ ス(目標払出し型)





- \*ファンドの分配金両投資基準価額は、税引削の分配金を両投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があり
- ます。 \*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定置的に比較できるように作成したものです。 \*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

#### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東原株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケットペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または路標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または簡標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の 株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権そ の他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公 表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ペース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価級額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に得属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI配債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティンサルティング株式会社は、同指数の正確とのより、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確となる。日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ペース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディパーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価級額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

#### (イ)申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日から起算して4営業日目の基準価額に、3.85%(税抜3.5%) を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 <sup>1</sup>または「償還前乗り換え」 <sup>2</sup>によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託 の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合を いいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

## (口)スイッチング手数料

ファンド間において、乗り換え(以下「スイッチング」 <sup>3</sup>といいます。)が可能です。スイッチング手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングのお取り扱いの有無や対象ファンドなどは、販売会社により異なりますので、 詳しくは販売会社でご確認ください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意ください。

3「スイッチング」とは、「グローバル・アロケーション・ファンド」を構成するファンドを換金した場合の手取金をもって、その換金請求受付日の販売会社の営業時間内に「グローバル・アロケーション・ファンド」を構成する他のファンドの取得申し込みをすることをいいます。

## (2)【換金(解約)手数料】

ご解約時の手数料等はありません。

#### (3)【信託報酬等】

	1					
	ファン	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.133% (税抜1.03%)				
	信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率					
	運用	運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)さ				
	れ、	. 毎計算期末	または信託終了	のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する		
	金額	額とともにフ:	ァンドから支払ね	つれます。		
		支払先	内訳(税抜)	主な役務		
<b>2</b> - 7		チゴクシ	<b>Æ</b> ₹₩0, 200/	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作		
各コース		委託会社	年率0.30%	成、基準価額の算出等の対価		
			年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種		
	販売会社	販売会社		書類の送付、口座内でのファンドの管理等		
			の対価			
		年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運			
	受託会社		用指図の実行等の対価			
	年率0	0.08%				
指数手数料	(注)	(注)参照指数は年率0.08%が指数手数料(指数算出費用)として日々控除さ				
		れた形で算出	lされます。			
	参照:	参照ファンドの純資産総額に対して年率0.75% (注)参照ファンドの投資運用会社に対する運用等の報酬です。				
参照ファンド	(注)					
中庭的からせ	タマ					
実質的な負担	合コ <sup>-</sup>	各コースの日々の純資産総額に対して最大で年率1.963%(税抜1.86%)程度				

#### (4)【その他の手数料等】

- a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b.投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末 または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに投資信託財産 中から支払われます。
- c.証券取引に伴う手数料・税金等、各コースの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d.参照ファンドにおいても、有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義 書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人などへの報酬、取締役の報酬、保 管受託銀行への報酬などがかかります。
- e.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

各コースは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

## 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各コースは、少額投資非課税制度(NISA)の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

## < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。)

## < 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## ··· (参考情報)ファンドの総経費率 ·····

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
毎月決算・為替ヘッジなしコース	1.15%	1.13%	0.02%
毎月決算・限定為替ヘッジコース	1.17%	1.12%	0.05%

(表示桁数未満を四捨五入)

<sup>※</sup>対象期間:2025年1月28日~2025年7月28日

<sup>※</sup>対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるもの は消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権□数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

<sup>※</sup>総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。 なお、指数手数料および参照ファンドの費用については、総経費率の計算に含まれておりません。当該費用は指数連動債の評価額に反映されているため、基準価額に反映されています。

<sup>※</sup>費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計(円)	投資比率(%)	
社債券		17,997,892,200	98.62	
	内 アイルランド	17,997,892,200	98.62	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		252,299,070	1.38	
純資産総額		18,250,191,270	100.00	

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

資産の種類		時価合計 (円)	投資比率(%)	
社債券		511,215,000	98.06	
	内 アイルランド	511,215,000	98.06	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		10,096,647	1.94	
純資産総額		521,311,647	100.00	

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

順位	名柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率 (%)	投資 比率
				(円)	(円)	償還日	(%)
1	グローバル・アロケーショ ン・ファンド・インデック ス ( 為替ヘッジなし ) 連動 債 A	社債券	57,780,000,000	30.95	31.14	-	98.62
	アイルランド			17,885,799,000	17,997,892,200	2028/1/18	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
社債券	98.62
合計	98.62

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

順	소선+포 소건			簿価単価	評価単価	利率	投資
	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価金額	評価金額	(%)	比率
111	位   発行体の国/地域			(円)	(円)	償還日	(%)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1	グローバル・アロケーショ ン・ファンド・インデック ス (限定為替ヘッジ)連動 債 C	社債券	3,940,000,000	13.04	12.97	-	98.06	
	アイルランド			514,051,800	511,215,000	2028/1/18		

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2025年7月31日現在

種類	投資比率(%)
社債券	98.06
合計	98.06

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

#### 【投資不動産物件】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型) 該当事項はありません。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型) 該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース (目標払出し型) 該当事項はありません。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型) 該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1 口当たりの	1 口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第6特定期間末	474 000	477 000	0.7000	0.0400
(2016年 1月27日)	174,863	177,623	0.7983	0.8109
第7特定期間末	400.707	400.705	0.0040	0.7054
(2016年 7月27日)	130,787	132,765	0.6946	0.7051
第8特定期間末	404.000	402, 420	0,0000	0.7004
(2017年 1月27日)	101,908	103,439	0.6989	0.7094
第9特定期間末	70. 700	74 620	0.6700	0.0004
(2017年 7月27日)	73,708	74,630	0.6796	0.6881
第10特定期間末		CO 444	0.0004	0,000
(2018年 1月29日)	59,380	60,144	0.6604	0.6689
第11特定期間末	40,000	40,000	0.5004	0.0040
(2018年 7月27日)	46,026	46,636	0.5961	0.6040

有<u>価証券報告書(内国投資信</u>託受益証券)

-			1月111111111111111111111111111111111111	<u> </u>
第12特定期間末 (2019年 1月28日)	34,622	35,161	0.5075	0.5154
第13特定期間末 (2019年 7月29日)	30,716	31,076	0.5034	0.5093
第14特定期間末 (2020年1月27日)	28,067	28,395	0.5048	0.5107
第15特定期間末 (2020年7月27日)	23,855	24,157	0.4736	0.4796
第16特定期間末 (2021年1月27日)	22,108	22,378	0.4905	0.4965
第17特定期間末 (2021年7月27日)	21,490	21,736	0.5053	0.5111
第18特定期間末 (2022年1月27日)	18,561	18,798	0.4547	0.4605
第19特定期間末 (2022年7月27日)	18,651	18,892	0.4569	0.4628
第20特定期間末 (2023年1月27日)	17,748	18,004	0.4090	0.4149
第21特定期間末 (2023年7月27日)	21,039	21,273	0.4311	0.4359
第22特定期間末 (2024年1月29日)	21,165	21,400	0.4327	0.4375
第23特定期間末 (2024年7月29日)	21,225	21,464	0.4442	0.4492
第24特定期間末 (2025年1月27日)	20,282	20,510	0.4435	0.4485
第25特定期間末 (2025年7月28日)	18,193	18,421	0.4156	0.4208
2024年7月末日	21,409	-	0.4482	-
8月末日	20,209	-	0.4264	-
9月末日	20,202	-	0.4300	-
10月末日	20,614	-	0.4433	-
11月末日	20,202	-	0.4373	-
12月末日	20,303	-	0.4412	-
2025年1月末日	20,080	-	0.4394	-
2月末日	19,104	-	0.4206	-
3月末日	18,461	-	0.4091	-
4月末日	17,161	-	0.3833	-
5月末日	17,835	-	0.4003	-
6月末日	17,991	-	0.4068	-
7月末日	18,250	-	0.4182	-

## グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

直近日(2025年7月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(百万円)	(百万円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第6特定期間末 (2016年 1月27日)	6,105	6,201	0.6097	0.6193

			有価証	券報告書(内国投資信
第7特定期間末 (2016年 7月27日)	4,981	5,048	0.5922	0.6001
第8特定期間末	4,071	4,128	0.5561	0.5640
(2017年 1月27日)	4,071	4,120	0.5561	0.5040
第9特定期間末 (2017年 7月27日)	3,362	3,402	0.5472	0.5538
第10特定期間末				
(2018年 1月29日)	3,043	3,080	0.5390	0.5456
第11特定期間末	2,605	2,639	0.4723	0.4786
(2018年 7月27日)	2,003	2,039	0.4723	0.4760
第12特定期間末	1,950	1,980	0.4008	0.4071
(2019年 1月28日)	.,000	.,000		
第13特定期間末	1,770	1,791	0.3948	0.3995
(2019年 7月29日)				
第14特定期間末 (2020年1月27日)	1,663	1,683	0.3870	0.3917
第15特定期間末				
(2020年7月27日)	1,511	1,529	0.3693	0.3739
第16特定期間末	1,548	1,567	0.3933	0.3979
(2021年1月27日)	1,540	1,507	0.3933	0.3979
第17特定期間末	1,367	1,383	0.3784	0.3830
(2021年7月27日)	.,	.,000	0.0.0.	
第18特定期間末	1,139	1,155	0.3281	0.3327
(2022年1月27日)				
第19特定期間末	907	921	0.2692	0.2734
(2022年7月27日) 第20特定期間末				
(2023年1月27日)	989	1,006	0.2424	0.2466
第21特定期間末				
(2023年7月27日)	787	796	0.2277	0.2305
第22特定期間末	700	700	0.0004	0.0440
(2024年1月29日)	728	738	0.2084	0.2112
第23特定期間末	646	654	0.1982	0.2007
(2024年7月29日)	040	004	0.1002	0.2007
第24特定期間末	572	579	0.1866	0.1891
(2025年1月27日)				
第25特定期間末 (2025年7月28日)	524	530	0.1821	0.1843
	650		0.4000	
2024年7月末日 8月末日	650 633	-	0.1993	-
9月末日	633	-	0.2004	<u>-</u>
10月末日	608	-	0.1936	-
11月末日	600	-	0.1926	-
12月末日	576	-	0.1856	-
2025年1月末日	570	-	0.1861	-
2月末日	564	-	0.1840	-
3月末日	538	-	0.1767	-
4月末日	528	-	0.1742	-

有価証券報告書 ( 内国投資信託受益証券 )

5月末日	541	-	0.1789	-
6月末日	546	-	0.1817	-
7月末日	521	-	0.1811	-

## 【分配の推移】

## グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

<u>/                                    </u>	チ 加口・ファイ	SOI N(IMMIOE)
		1口当たりの分配金(円)
第6特定期間		0.0756
第7特定期間		0.0630
第8特定期間		0.0630
第9特定期間		0.0510
第10特定期間		0.0510
第11特定期間		0.0474
第12特定期間		0.0474
第13特定期間		0.0354
第14特定期間		0.0354
第15特定期間		0.0360
第16特定期間		0.0360
第17特定期間		0.0348
第18特定期間		0.0348
第19特定期間		0.0354
第20特定期間		0.0354
第21特定期間		0.0288
第22特定期間		0.0288
第23特定期間		0.0300
第24特定期間		0.0300
第25特定期間		0.0312

## グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

グローバル・プログークョン・ファフト・毎月沃昇・限定点	
	1 口当たりの分配金(円)
第6特定期間	0.0576
第7特定期間	0.0474
第8特定期間	0.0474
第9特定期間	0.0396
第10特定期間	0.0396
第11特定期間	0.0378
第12特定期間	0.0378
第13特定期間	0.0282
第14特定期間	0.0282
第15特定期間	0.0276
第16特定期間	0.0276
第17特定期間	0.0276
第18特定期間	0.0276
第19特定期間	0.0252
第20特定期間	0.0252
第21特定期間	0.0168
第22特定期間	0.0168
第23特定期間	0.0150
第24特定期間	0.0150
第25特定期間	0.0132

## 【収益率の推移】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

	収益率(%)
第6特定期間	13.3
第7特定期間	5.1
第8特定期間	9.7
第9特定期間	4.5
第10特定期間	4.7
第11特定期間	2.6
第12特定期間	6.9
第13特定期間	6.2
第14特定期間	7.3
第15特定期間	1.0
第16特定期間	11.2
第17特定期間	10.1
第18特定期間	3.1
第19特定期間	8.3
第20特定期間	2.7
第21特定期間	12.4
第22特定期間	7.1
第23特定期間	9.6
第24特定期間	6.6
第25特定期間	0.7

<sup>(</sup>注1)収益率は期間騰落率です。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

	収益率(%)
第6特定期間	9.9
第7特定期間	4.9
第8特定期間	1.9
第9特定期間	5.5
第10特定期間	5.7
第11特定期間	5.4
第12特定期間	7.1
第13特定期間	5.5
第14特定期間	5.2
第15特定期間	2.6
第16特定期間	14.0
第17特定期間	3.2
第18特定期間	6.0
第19特定期間	10.3
第20特定期間	0.6
第21特定期間	0.9
第22特定期間	1.1
第23特定期間	2.3
第24特定期間	1.7
第25特定期間	4.7

<sup>(</sup>注1)収益率は期間騰落率です。

<sup>(</sup>注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(注2)各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

## (4)【設定及び解約の実績】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

	設定口数	解約口数
第6特定期間	74,495,743,250	21,793,387,199
第7特定期間	11,391,048,914	42,145,246,914
第8特定期間	5,633,985,602	48,125,782,349
第9特定期間	1,712,326,445	39,066,354,630
第10特定期間	985,350,333	19,529,161,045
第11特定期間	827,943,549	13,522,715,412
第12特定期間	576,673,791	9,573,059,849
第13特定期間	561,536,174	7,767,787,140
第14特定期間	404,664,834	5,820,139,111
第15特定期間	447,633,589	5,673,893,571
第16特定期間	92,029,863	5,391,798,876
第17特定期間	625,297,690	3,171,446,042
第18特定期間	877,315,173	2,582,719,365
第19特定期間	1,936,648,046	1,934,741,132
第20特定期間	4,003,302,686	1,433,026,500
第21特定期間	6,710,855,352	1,298,201,332
第22特定期間	2,144,955,080	2,036,623,127
第23特定期間	459,353,343	1,588,268,802
第24特定期間	221,392,223	2,274,566,142
第25特定期間	162,783,230	2,119,397,816

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約はありません。

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

	設定口数	解約口数
第6特定期間	1,175,160,000	1,933,313,916
第7特定期間	557,292,017	2,158,941,629
第8特定期間	847,103,421	1,938,606,534
第9特定期間	216,899,335	1,393,093,430
第10特定期間	287,390,000	785,115,000
第11特定期間	752,728,000	884,015,491
第12特定期間	938,000	650,530,053
第13特定期間	10,090,000	392,335,412
第14特定期間	94,110,000	280,987,000
第15特定期間	2,396,000	208,100,000
第16特定期間	15,048,481	168,048,000
第17特定期間	92,097,719	417,352,678
第18特定期間	52,589,758	193,440,427
第19特定期間	167,037,924	268,006,358
第20特定期間	817,237,910	106,617,275
第21特定期間	345,902,639	971,114,825
第22特定期間	100,249,407	61,654,716
第23特定期間	10,645,000	244,754,022
第24特定期間	37,889,514	233,035,000
第25特定期間	17,056,436	203,300,000

<sup>(</sup>注)本邦外における設定及び解約はありません。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 参考情報

### データの基準日:2025年7月31日

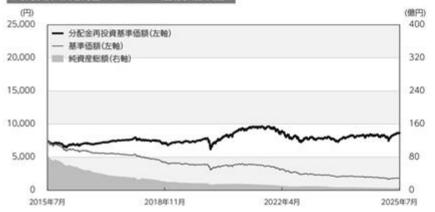
## 基準価額・純資産の推移 (2015年7月31日~2025年7月31日)

## 分配の推移(税引前)



毎月決算・為器ヘッジなしコース(目標払出し型)		
2025年 3月	52円	
2025年 4月	52円	
2025年 5月	52円	
2025年 6月	52円	
2025年 7月	52円	
直近1年間累計	612円	
設定來累計	12.036円	

## 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)



毎月決算・根定は器ヘッジコース目標払出し型		
2025年 3月	22円	
2025年 4月	22円	
2025年 5月	22円	
2025年 6月	22円	
2025年 7月	22円	
直近1年間累計	282円	
設定来累計	9.384円	

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。 ※分配金再投資基準価額は、祝引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2013年2月8日)

※分配金は1万口当たりです。

償還日

2028/1/18

比率(%) 98.06

## 主要な資産の状況

## 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

### 資産の状況

#### 組入銘柄

資産の種類		比率(%) 98.62	
社債券			
	内 アイルランド	98.62	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.38	
合計(純資産総額)		100.00	

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	グローバル・アロケーション・ファンド・ インデックス(為替ヘッジなし)連動債A	社債券	アイルランド	-	2028/1/18	98.62

### 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

#### 資産の状況

#### 組入銘柄

	資産の種類	比率(%)	順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(9
社債券		98.06	-	グローバル・アロケーション・ファンド・	41.08.44	7 (1) 7 (4)	
	内 アイルランド	98.06	- 1	インデックス(限定為替ヘッジ)連動債C	红旗券	アイルランド	- 8
コール・ロー	ン、その他の資産(負債控除後)	1.94					
合計(純美	(産総額)	100.00					

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

# データの基準日:2025年7月31日

# 年間収益率の推移(暦年ベース)



2020年

2021年

-18.6%

2022年

2023年

2024年

2025年

2017年 ※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

2018年

2019年

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

歩各コースにはベンチマークはありません。

2016年

-30%

<sup>○</sup>掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

<sup>○</sup>委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、各コースそれぞれ「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日から起算して4営業日目の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

また、スイッチングによりファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位となります。スイッチングについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへの、「分配金再投資コース」の場合はスイッチング対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。なお、販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「グローバル・アロケーション・ファンド \*(目標払出し型)自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
  - ・上記の\*には次の表の各コースの名称をあてはめてご覧ください。

毎月決算・為替ヘッジなしコース 毎月決算・限定為替ヘッジコース

(八)取得およびスイッチングの申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ただし、以下のいずれかに該当する日には、取得およびスイッチングの申し込みの受付は行いません。

- ・申込日当日または翌営業日がロンドンの銀行の休業日となる日
- ・申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日となる日
- ・申込日の翌営業日が12月24日となる日
- ・投資信託財産の円滑運営の観点から委託者が別途指定する日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、委託者の判断により、取得およびスイッチングの申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得およびスイッチングの申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

#### 2【換金(解約)手続等】

- 一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ)受益者は、各コースそれぞれにおける「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」と も、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものと します。
- (ハ)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目の基準価額とします。
  - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ) に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

# アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (https://www.am-one.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、 8 営業日目から販売会 社において受益者に支払われます。
- (へ)委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
  - ・申込日当日または翌営業日がロンドンの銀行の休業日となる日
  - ・申込日の翌営業日がルクセンブルグの銀行の休業日となる日
  - ・申込日の翌営業日が12月24日となる日
  - ・投資信託財産の円滑運営の観点から委託者が別途指定する日
- (ト)委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ)上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(各コースにおいて、この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日

以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

#### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

https://www.am-one.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

### < 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法	
公社債等	計算日 における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額	
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値	
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値	

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

各コースの信託期間は、投資信託契約締結日から2028年1月27日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### (4)【計算期間】

各コースの計算期間は、原則として毎月28日から翌月27日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その

翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、各コースの受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、各コースにおいて、信託終了前に、投資を行った指数連動債が繰上償還となった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ)委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (二)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ホ)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c.書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(へ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了 させます。

### b.投資信託約款の変更等

- (イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとしま す。

## c . 書面決議の手続き

- (イ)委託者は、上記「a.信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の 日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの 事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、各コースにかかる知れている受益者に対し、書 面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (口)上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託 の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項にお いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。な お、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい て賛成するものとみなします。
- (八)上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。
- (二)重大な約款の変更等における書面決議の効力は、各コースのすべての受益者に対してその効 力を生じます。
- (ホ)上記(イ)から(二)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更 等について提案をした場合において、当該提案につき、各コースにかかるすべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「 a . 信託の終了(投資信託 契約の解約)」(口)の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。 また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 (イ)から(八)までに規定する各コースの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用し ません。
- (へ)上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、各コースにおいて併合の書面決議が可決された 場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議 が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- d . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

各コースは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をす ることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払わ れることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約(上記「a.信託の 終了(投資信託契約の解約)」(ロ)の場合を除きます。)または重大な約款の変更等を行う場 合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

#### e . 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益 者に対し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f.公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示しま す。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付しま す。

#### f . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- h . 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、各コースにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と 再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書 類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における株式会社日本カストディ銀行に対する業務の委託については、受益者の 保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- i . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係 人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3.委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (口)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に 掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および 委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものと します。
  - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
  - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- j.他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- k、関係法人との契約の更改

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間 は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示の ないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

## 4【受益者の権利等】

#### a . 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### b. 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

#### c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

#### d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

## 第3【ファンドの経理状況】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型) グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年1月28日から2025年7月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

# 【グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		( ,
	前期 2025年1月27日現在	当期 2025年7月28日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	544,989,738	604,609,405
社債券	19,863,851,500	17,885,799,000
未収入金	130,411,710	-
その他未収収益	16,134,948	4,512,359
流動資産合計	20,555,387,896	18,494,920,764
資産合計	20,555,387,896	18,494,920,764
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	228,668,597	227,640,945
未払解約金	24,826,542	56,190,061
未払受託者報酬	569,319	511,480
未払委託者報酬	18,977,406	17,049,575
その他未払費用	67,026	60,681
流動負債合計	273,108,890	301,452,742
負債合計	273,108,890	301,452,742
純資産の部		
元本等		
元本	45,733,719,584	43,777,104,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	25,451,440,578	25,583,636,976
(分配準備積立金)	4,736,809,636	4,748,687,683
元本等合計	20,282,279,006	18,193,468,022
純資産合計	20,282,279,006	18,193,468,022
負債純資産合計	20,555,387,896	18,494,920,764

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(羊瓜・ロノ
	前期 自 2024年7月30日 至 2025年1月27日	当期 自 2025年1月28日 至 2025年7月28日
受取利息	1,694,844,693	1,699,394,307
有価証券売買等損益	246,703,230	1,499,759,610
その他収益	10,509,733	9,396,004
一 営業収益合計	1,458,651,196	209,030,701
三年, 三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		
受託者報酬	3,349,805	3,007,288
委託者報酬	111,661,513	100,244,368
その他費用	2,090,111	2,007,954
当業費用合計 三	117,101,429	105,259,610
- 営業利益又は営業損失( )	1,341,549,767	103,771,091
- 経常利益又は経常損失( )	1,341,549,767	103,771,091
当期純利益又は当期純損失( )	1,341,549,767	103,771,091
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	8,222,507	807,271
期首剰余金又は期首欠損金()	26,561,665,105	25,451,440,578
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,282,558,630	1,254,010,204
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,282,558,630	1,254,010,204
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	126,808,443	95,784,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	126,808,443	95,784,258
分配金	1,395,297,934	1,393,386,164
期末剰余金又は期末欠損金()	25,451,440,578	25,583,636,976

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期	
	項目	自 2025年1月28日	
		至 2025年7月28日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	社債券	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	
2.	その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月27日及び7月27日を特定期間の末日と ておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2025年7月28日 としております。	

## (貸借対照表に関する注記)

		÷5.₩0	17. #B
項目		前期	当期
		2025年1月27日現在	2025年7月28日現在
1.	期首元本額	47,786,893,503円	45,733,719,584円
	期中追加設定元本額	221,392,223円	162,783,230円
	期中一部解約元本額	2,274,566,142円	2,119,397,816円
2.	受益権の総数	45,733,719,584□	43,777,104,998□
3.	元本の欠損	純資産額が元本総額を下回ってお	純資産額が元本総額を下回ってお
		り、その差額は25,451,440,578円で	り、その差額は25,583,636,976円で
		あります。	あります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
項目	自 2024年7月30日	自 2025年1月28日
	至 2025年1月27日	至 2025年7月28日
1. 分配金の計算過程	(自2024年7月30日 至2024年8月27	(自2025年1月28日 至2025年2月27
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(269,817,011円)、費用控	当等収益(267,155,884円)、費用控
	除後、繰越欠損金を補填した有価証	除後、繰越欠損金を補填した有価証
	券売買等損益(0円)、信託約款に規	券売買等損益(0円)、信託約款に規
	定される収益調整金(8,226,172,596	定される収益調整金(7,911,782,452
	円)及び分配準備積立金	円)及び分配準備積立金
	(4,710,863,723円)より分配対象収	(4,703,301,754円)より分配対象収
	益は13,206,853,330円(1万口当たり	益は12,882,240,090円(1万口当たり
	2,785.49円)であり、うち	2,833.88円)であり、うち
	237,064,722円(1万口当たり50円)	236,380,589円(1万口当たり52円)
	を分配金額としております。	を分配金額としております。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2024年8月28日 至2024年9月27 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(265,058,986円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(8,168,720,956 円)及び分配準備積立金

(4,685,634,741円)より分配対象収 益は13,119,414,683円(1万口当たり 2,792.04円)であり、うち 234,942,492円(1万口当たり50円) を分配金額としております。

(自2024年9月28日 至2024年10月28 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(277,322,541円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(8,102,597,765 円)及び分配準備積立金

(4,676,915,315円)より分配対象収 益は13,056,835,621円(1万口当たり 2,801.55円)であり、うち 233,028,370円(1万口当たり50円) を分配金額としております。

(自2024年10月29日 至2024年11月 27日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(273,754,922円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(8,049,082,671 円)及び分配準備積立金

(4,688,970,120円)より分配対象収 益は13,011,807,713円(1万口当たり 2,810.69円)であり、うち 231,469,670円(1万口当たり50円) を分配金額としております。

(自2025年2月28日 至2025年3月27 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(268,082,007円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(7,858,896,659 円)及び分配準備積立金

(4,698,721,332円)より分配対象収 益は12,825,699,998円(1万口当たり 2,841.28円)であり、うち 234,730,885円(1万口当たり52円) を分配金額としております。

(自2025年3月28日 至2025年4月28

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(266,714,103円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(7,800,026,464 円)及び分配準備積立金

(4,695,401,224円)より分配対象収 益は12,762,141,791円(1万口当たり 2,848.81円)であり、うち 232,949,647円(1万口当たり52円) を分配金額としております。

(自2025年4月29日 至2025年5月27 日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(278,967,812円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(7,758,042,211 円)及び分配準備積立金

(4,702,730,940円)より分配対象収 益は12,739,740,963円(1万口当たり 2,859.43円)であり、うち 231,677,267円(1万口当たり52円) を分配金額としております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券) (自2024年11月28日 至2024年12月 (自2025年5月28日 至2025年6月27 27日) 日) 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(260,831,770円)、費用控 当等収益(277,262,145円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(8,005,341,087 定される収益調整金(7,710,410,354 円)及び分配準備積立金 円)及び分配準備積立金 (4,700,769,120円)より分配対象収 (4,707,485,331円)より分配対象収 益は12,966,941,977円(1万口当たり 益は12,695,157,830円(1万口当たり 2,817.38円)であり、うち 2,870.12円)であり、うち 230,124,083円(1万口当たり50円) 230,006,831円(1万口当たり52円) を分配金額としております。 を分配金額としております。 (自2024年12月28日 至2025年1月27 (自2025年6月28日 至2025年7月28 日) 計算期間末における費用控除後の配 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(264,009,751円)、費用控 当等収益(270,631,318円)、費用控 除後、繰越欠損金を補填した有価証 除後、繰越欠損金を補填した有価証 券売買等損益(0円)、信託約款に規 券売買等損益(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(7,954,790,501 定される収益調整金(7,631,232,290 円)及び分配準備積立金 円)及び分配準備積立金 (4,701,468,482円)より分配対象収 (4,705,697,310円)より分配対象収 益は12,920,268,734円(1万口当たり 益は12,607,560,918円(1万口当たり

2,879.94円)であり、うち

を分配金額としております。

227,640,945円(1万口当たり52円)

#### (金融商品に関する注記)

### 1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2024年7月30日	自 2025年1月28日
	至 2025年1月27日	至 2025年7月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

2,825.10円)であり、うち

を分配金額としております。

228,668,597円(1万口当たり50円)

_			_	
3.	金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプラ	同左	
		イアンス・リスク管理担当部署が、		
		運用リスクを把握、管理し、その結		
		果に基づき運用担当部署へ対応の指		
		示等を行うことにより、適切な管理		
		を行います。運用評価委員会等はこ		
		れらの運用リスク管理状況の報告を		
		受け、総合的な見地から運用状況全		
		般の管理を行います。		

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

   項目		前期	当期
	75 H	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		ありません。	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す。	
		(2)デリバティブ取引	
		該当事項はありません。	
		(3)上記以外の金融商品	
		上記以外の金融商品(コール・ロー	
		ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		   期間で決済されるため、帳簿価額は	
		   時価と近似していることから、当該	
		   帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する事項に	   金融商品の時価の算定においては一	同左
	ついての補足説明	   定の前提条件等を採用しているた	
		め、異なる前提条件等によった場	
		   合、当該価額が異なることもありま	
		ਰ ਹ	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

	前期	当期	
	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在	
種類	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
社債券	74,203,900	275,637,800	
合計	74,203,900	275,637,800	

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期
	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在
1口当たり純資産額	0.4435円	0.4156円
(1万口当たり純資産額)	(4,435円)	(4,156円)

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

2025年7月28日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		(円)	(円)	
社債券	グローバル・アロケーション・			
	ファンド・インデックス(為替	57,780,000,000	17,885,799,000	
	ヘッジなし ) 連動債 A			
社債券 合計		57,780,000,000	17,885,799,000	
合計			17,885,799,000	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 【グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)】

# (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2025年1月27日現在	当期 2025年7月28日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,026,264	16,995,464
社債券	560,831,000	514,051,800
その他未収収益	495,430	136,668
流動資産合計	588,352,694	531,183,932
資産合計	588,352,694	531,183,932
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	7,664,922	6,335,396
未払解約金	7,900,200	-
未払受託者報酬	16,168	14,975
未払委託者報酬	539,216	499,409
その他未払費用	1,898	1,764
流動負債合計	16,122,404	6,851,544
負債合計	16,122,404	6,851,544
純資産の部		
元本等		
元本	3,065,969,039	2,879,725,475
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,493,738,749	2,355,393,087
(分配準備積立金)	225,941,939	216,602,544
元本等合計	572,230,290	524,332,388
純資産合計	572,230,290	524,332,388
負債純資産合計	588,352,694	531,183,932

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(12:13)
	前期 自 2024年7月30日 至 2025年1月27日	当期 自 2025年1月28日 至 2025年7月28日
営業収益		
受取利息	57,793,198	47,868,740
有価証券売買等損益	43,806,730	19,225,970
その他収益	317,502	277,847
営業収益合計	14,303,970	28,920,617
営業費用		
受託者報酬	100,621	89,459
委託者報酬	3,355,727	2,983,460
その他費用	147,353	135,005
営業費用合計	3,603,701	3,207,924
営業利益又は営業損失( )	10,700,269	25,712,693
経常利益又は経常損失()	10,700,269	25,712,693
当期純利益又は当期純損失()	10,700,269	25,712,693
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	281,505	313,487
期首剰余金又は期首欠損金()	2,614,891,630	2,493,738,749
剰余金増加額又は欠損金減少額	187,455,394	166,647,607
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	187,455,394	166,647,607
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,412,990	13,949,347
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	30,412,990	13,949,347
分配金	46,871,297	39,751,804
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,493,738,749	2,355,393,087

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期	
	項目	自 2025年1月28日	
		至 2025年7月28日	
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	社債券	
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	
2.	その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年1月27日及び7月27日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2025年7月28日としております。	

## (貸借対照表に関する注記)

項目		前期	当期
		2025年1月27日現在	2025年7月28日現在
1.	期首元本額	3,261,114,525円	3,065,969,039円
	期中追加設定元本額	37,889,514円	17,056,436円
	期中一部解約元本額	233,035,000円	203,300,000円
2.	受益権の総数	3,065,969,039□	2,879,725,475□
3.	元本の欠損	   純資産額が元本総額を下回ってお   り、その差額は2,493,738,749円であ	純資産額が元本総額を下回ってお り、その差額は2,355,393,087円であ
		ります。	ります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

(担金及び刺示並計算者に関する注記)		
	前期	
項目	自 2024年7月30日	自 2025年1月28日
	至 2025年1月27日	至 2025年7月28日
1. 分配金の計算過程	(自2024年7月30日 至2024年8月27	(自2025年1月28日 至2025年2月27
	日)	日)
	計算期間末における費用控除後の配	計算期間末における費用控除後の配
	当等収益(9,320,845円)、費用控除	当等収益(7,532,655円)、費用控除
	後、繰越欠損金を補填した有価証券	後、繰越欠損金を補填した有価証券
	売買等損益(0円)、信託約款に規定	売買等損益(0円)、信託約款に規定
	される収益調整金(252,245,683円)	される収益調整金(247,354,625円)
	及び分配準備積立金 ( 227,830,196	及び分配準備積立金 (225,720,972
	円)より分配対象収益は489,396,724	円)より分配対象収益は480,608,252
	円(1万口当たり1,547.73円)であ	円(1万口当たり1,567.66円)であ
	り、うち7,905,061円(1万口当たり	り、うち6,744,647円(1万口当たり
	25円)を分配金額としております。	22円)を分配金額としております。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(自2024年8月28日 至2024年9月27日)

計算期間末における費用控除後の配 当等収益(9,053,560円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(253,883,525円) 及び分配準備積立金(226,654,311 円)より分配対象収益は489,591,396 円(1万口当たり1,551.46円)であ り、うち7,889,161円(1万口当たり 25円)を分配金額としております。

(自2024年9月28日 至2024年10月28日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,090,726円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(252,983,953円)及び分配準備積立金(226,411,658円)より分配対象収益は488,486,337円(1万口当たり1,555.44円)であり、うち7,851,221円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年10月29日 至2024年11月 27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,056,384円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(251,045,037円)及び分配準備積立金(225,831,496円)より分配対象収益は485,932,917円(1万口当たり1,559.50円)であり、うち7,789,835円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2024年11月28日 至2024年12月 27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,046,336円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(250,489,383円)及び分配準備積立金(226,505,336円)より分配対象収益は486,041,055円(1万口当たり1,563.61円)であり、うち7,771,097円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

(自2025年2月28日 至2025年3月27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,577,442円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(246,128,219円)及び分配準備積立金(224,995,112円)より分配対象収益は478,700,773円(1万口当たり1,570.53円)であり、うち6,705,619円(1万口当たり22円)を分配金額としております。

(自2025年3月28日 至2025年4月28日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,519,813円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(245,016,592円)及び分配準備積立金(224,785,103円)より分配対象収益は477,321,508円(1万口当たり1,573.32円)であり、うち6,674,444円(1万口当たり22円)を分配金額としております。

(自2025年4月29日 至2025年5月27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,892,965円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(244,551,561円)及び分配準備積立金(225,109,996円)より分配対象収益は477,554,522円(1万口当たり1,577.40円)であり、うち6,660,446円(1万口当たり22円)を分配金額としております。

(自2025年5月28日 至2025年6月27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(7,811,400円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(243,870,938円)及び分配準備積立金(224,959,416円)より分配対象収益は476,641,754円(1万口当たり1,581.31円)であり、うち6,631,252円(1万口当たり22円)を分配金額としております。

アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券 (自2025年6月28日 至2025年7月28 |

(自2024年12月28日 至2025年1月27日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(9,035,261円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(247,163,240円)及び分配準備積立金(224,571,600円)より分配対象収益は480,770,101円(1万口当たり1,568.08円)であり、うち7,664,922円(1万口当たり25円)を分配金額としております。

日) 計算期間末における費用控除後の配 当等収益(7,281,132円)、費用控除 後、繰越欠損金を補填した有価証券 売買等損益(0円)、信託約款に規定 される収益調整金(233,380,091円) 及び分配準備積立金(215,656,808

される収益調整金 (233,380,091円) 及び分配準備積立金 (215,656,808 円)より分配対象収益は456,318,031 円(1万口当たり1,584.58円)であ り、うち6,335,396円(1万口当たり

22円)を分配金額としております。

#### (金融商品に関する注記)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

	前期	当期
項目	自 2024年7月30日	自 2025年1月28日
	至 2025年1月27日	至 2025年7月28日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

75.0	前期	当期
項目	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		•	日川県の井口目(八日)以民に
1.	貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表上の金融商品は原則とし	同左
	差額	てすべて時価で評価しているため、	
		貸借対照表計上額と時価との差額は	
		<b>  ありません。</b>	
2.	時価の算定方法	(1)有価証券	同左
		「(重要な会計方針に係る事項に関	
		する注記)」にて記載しておりま	
		す。	
		┃ ┃ (2)デリバティブ取引	
		   該当事項はありません。	
		   (3)上記以外の金融商品	
		   上記以外の金融商品(コール・ロー	
		   ン等の金銭債権及び金銭債務)は短	
		期間で決済されるため、帳簿価額は	
		時価と近似していることから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	
		TKA-IMITE CHI IM COCO O S 9 9	
3.	金融商品の時価等に関する事項に	   金融商品の時価の算定においてはー	   同左
3.	立いての補足説明	定の前提条件等を採用しているた	1-2
	ノいての作品に記り		
		め、異なる前提条件等によった場	
		合、当該価額が異なることもありま	
		す。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

70X 1 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
	前期	当期	
	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在	
種類	最終計算期間の	最終計算期間の	
	損益に含まれた	損益に含まれた	
	評価差額(円)	評価差額(円)	
社債券	1,911,400 2,444		
合計	1,911,400	2,444,800	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報に関する注記)

	前期	当期	
	2025年1月27日現在	2025年7月28日現在	
1口当たり純資産額	0.1866円	0.1821円	
(1万口当たり純資産額)	(1,866円)	(1,821円)	

# (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				2025年7月28日現在
1手半方 ヘクナエ	券面総額	評価額	備考	
作里犬貝	種類 銘柄	(円)	(円)	1佣行
社債券	グローバル・アロケーション・			
	ファンド・インデックス(限定	3,940,000,000	514,051,800	
	為替ヘッジ)連動債C			
社債券 合計		3,940,000,000	514,051,800	
合計			514,051,800	

第 2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

資産総額	18,307,572,539円
負債総額	57,381,269円
純資産総額( - )	18,250,191,270円
発行済数量	43,644,233,474
1口当たり純資産額( / )	0.4182円

## グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)

2025年7月31日現在

資産総額	521,541,903円
負債総額	230,256円
純資産総額( - )	521,311,647円
発行済数量	2,878,725,475
1口当たり純資産額( / )	0.1811円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

## (2)受益者等名簿

該当事項はありません。

# (3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

### (6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

#### (7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

## 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
  - (1) 資本金の額(2025年7月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

## (2)会社の機構(2025年7月31日現在)

## 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

## 投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

基本的性格	本数	純資産総額(単位:円)
追加型公社債投資信託	26	1,591,323,913,596
追加型株式投資信託	756	18,016,616,437,025
単位型公社債投資信託	18	28,897,576,760
単位型株式投資信託	184	924,851,062,546
合計	984	20,561,688,989,927

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# (1)【貸借対照表】

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
/ 次辛の如 〉	(2024年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	44, 400	40,004
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
回足見煙   有形固定資産	1,093	1,361
建物	1 918	1 841
と	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 332
建設仮勘定	39	163
無形固定資産	4,495	3,771
ソフトウエア	2,951	2,740
ソフトウエア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産	8,935	9,039
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

1		(单位:日月日)
	第39期	第40期
(A = 0 ÷0 )	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

# (2)【損益計算書】

	第39期 (自 2023年4月		第40期 (自 2024年4月1日	
	至 2024年3月	月31日)	至 2025年3	月31日)
営業収益				
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費		,		·
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
	1,927		2,198	
2	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
and multiple and a second sec	240		313	
<sup>・                                   </sup>	240	20,172	313	21,366
営業利益		19,788		21,300
<b>古未刊</b> 回		19,768		Z1,ZU <del>4</del>

	<u> </u>		40			(単位、日月月)
	,	第39 (自 2023 <sup>年</sup>	·期 ∓4月1日		第40 (自 2024:	0期 年4月1日
			₩3月31日)			年3月31日)
営業外収益						
受取利息		4			12	
受取配当金	1	899		1	450	
時効成立分配金・償還金		0			0	
雑収入		18			11	
時効後支払損引当金戻入額		35			7	
営業外収益計			959			482
営業外費用						
為替差損		19			39	
金銭の信託運用損		1,008			329	
早期割増退職金		6			6	
雑損失		0			-	
営業外費用計			1,034			374
経常利益			19,712			21,312
特別利益						
固定資産売却益		-		2	6	
特別利益計			-			6
特別損失						
固定資産除却損		6			13	
関係会社株式評価損		1,362			31	
減損損失	3	231			-	
関係会社清算損		-			25	
特別損失計			1,601			70
税引前当期純利益			18,111			21,247
法人税、住民税及び事業税			5,769			7,356
法人税等調整額			510			435
法人税等合計			5,258			6,920
当期純利益			12,852			14,326

# (3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金			利	益剰余金		
						その他和	引益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-		1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

# 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		株主資本							
		資本剰余金利益剰余金							
						その他和	川益剰余金		株主資本
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換	算差額等	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

# 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)     定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。    なお、主な耐用年数は次のとおりであります。    建物
4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

## (1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とと もに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運 用期間にわたり収益として認識しております。

# (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

### (4)成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

### (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計 基準委員会)等

# (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

#### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

# (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

### 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

		(
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

# (損益計算書関係)

1.各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	-	
	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
受取配当金	895	438

# 2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
ソフトウエア	-	6

# 3.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウエア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウエア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

# 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当事業年度については、該当事項ありません。

### (株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

### 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

	,					
	決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 ( 円 )	基準日	効力発生日
	2023年6月16日	普通株式				
定時株主総会	A種種類 株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日	

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日	普通 株式	利益	- 1 10 280 1	257,000	2024年2日24日	0004/708408
定時株主総会	A種種 類株式	剰余金	10,200	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日

# 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

### 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

### 2. 配当に関する事項

### (1)配当金支払額

· ,					
決議	株式の 種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式 A種種類 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
2024年6月17日	普通株式	10, 200	257,000	2024年3月31日	2024年6日18日
定時株主総会	A種種類 株式	10,280			2024年6月18日

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

# (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種 類	配当の 原資	配当金の総 額(百万 円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式 A種種類 株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日

### (金融商品関係)

### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しておりま す。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じ て、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後 述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利 用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

# (2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リス クに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取 引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されておりま す。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の 株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

# (3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することによ り、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うこと で管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定され た価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前 提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

# 第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	28,143	28,143	-
その他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

# 第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額	時価_	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)有価証券	0	0	-
(2)金銭の信託 (3)投資有価証券	31,340	31,340	-
その他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

# 第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)現金・預金	41,183	-	-	-
(2)金銭の信託	28,143	-	-	-
(3)未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4)未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

### 第40期(2025年3月31日現在)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)現金・預金	40,201	-	-	-
(2)有価証券	0	-	-	-
(3)金銭の信託	31,340			
(4)未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5)未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6)投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	1

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第39期(2024年3月31日現在)

100 H) ( 202 1   07 10 1 H / L / )						
区分	時価(百万円)					
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	-	28,143	-	28,143		
その他有価証券	-	1	-	1		
資産計	-	28,145	-	28,145		

#### 第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価(百万円)				
<u></u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1)有価証券	-	0	-	0	
(2)金銭の信託	-	31,340	-	31,340	
(3)投資有価証券					
その他有価証券	-	0	-	0	
資産計	-	31,342	-	31,342	

# (注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

# 有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(預金・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

# 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券(その他有価証券) 非上場株式 関係会社株式	182	182
非上場株式	4,447	4,037

# (有価証券関係)

# 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	-	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

## 第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	-	-	-
小計	-	1	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

# (退職給付関係)

# 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第39期 第40期 (自 2023年4月1日 (自 2024年4月1日 至 2024年3月31日) 至 2025年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2.760 2,698 勤務費用 296 299 2 2 利息費用 数理計算上の差異の発生額 9 18 退職給付の支払額 246 321 退職給付債務の期末残高 2,760 2,759

### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

		( [ [ ] ] ]
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

# (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

		( -, , , ,
	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

<sup>(</sup>注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度に おいて6百万円を営業外費用に計上しております。

# (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

# 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

# (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第39期</u>	<u>第40期</u>
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産	(百万円)	(百万円)
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額(一括償却資産)	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額(税法上)	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	<u> </u>	
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期		<u>第40期</u>	
	(2024年3月31日	現在)	(2025年3月31日	現在)
法定実効税率	30.62	%	30.62	%
(調整)				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44	%	0.64	%
税制非適格現物配当益金算入項目	-		3.56	%
税率変更による影響	-		0.18	%
その他	0.14	%	0.79	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04	%	32.57	%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

#### (企業結合等関係)

# (取得による企業結合)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

## 1. 結合当事企業

結論	合当事企業	DIAM	MHAM	ТВ	新光投信
事	<b>事業の内容</b>	投資運用業務、投 資助言・代理業務		信託業務、銀行業 務、投資運用業務	3272 37

#### 2.企業結合日

2016年10月1日

### 3.企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、 吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

#### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

#### 5.企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

<b>本社</b> 夕	DIAM	MHAM
会社名	(存続会社)	(消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

<sup>(\*)</sup>普通株式と種類株式を合算して算定しております。

## 7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

#### 8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

# 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

### 10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
  - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9.256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

## 12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

### (1)貸借対照表項目

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん 47,640百万円 43,829百万円 顧客関連資産 17,109百万円 13,661百万円

#### (2) 損益計算書項目

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注)営業利益には、のれん	及び顧客関連資産の償却額が	が含まれております。
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

# (共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

# 1.取引の概要

(1)取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3)取引の総額

575百万円

(4)その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

# (収益認識関係)

### 1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

<sup>(</sup>注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

# (セグメント情報等)

# 1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

# 2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### (1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

# (2)地域ごとの情報

# 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

# 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### (持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

# (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の	住所	資本金 又は	の内	議決権等の所	関	係内容	取引の内容		科目	期末残高										
属性	名称   		出資金	は職 所有)	は職月	は職   所有)	は職	は職	は職	は職	は職	は職 所有)	は職 所有)	は職 所有)	は職 所有)	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会社	株式会社 みずほ フィナン シャルグ ループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所 有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-										
他の	第一生命 ホール ディング ス株式会 社	千代田	3,443 億円	持株会社	(被所 有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-										

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2.配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

# (2)子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当はありません。

# (3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

71000	700知(日 2020年7月日 至 2024年07]01日 <u>)</u>										
	会社等の	住所	又は	の内	議決権等の所		係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
属性	<b>名称</b>		出資金	容又 は職 業	有(被 所有) 割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(百万円)		(百万円)
親会	株式会社 みずほ銀 行	1	14,040 億円	銀行 業 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,870
子会社	みずほ証 券株式会 社	1	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

### 第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	の内	議決権 等の所 有(被	関	係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高 (百万円)
属性	1011		山貝立	は職業	所有)割合	役員 の兼 任等	事業上 の関係		(日710)		(日710)
親会 社の		東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	投資信託	投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	1,976
子会		東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-		投資信託の 販売代行手 数料		未払 手数料	3,306

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
  - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

### (1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	ı	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありま せん。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1)受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円 (2025年3月末日現在)
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額	事業の内容
	(単位:百万円)	
みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商
		品取引業を営んでおります。

### (注)資本金の額は2025年3月末日現在

# 2【関係業務の概要】

「受託会社」は以下の業務を行います。

- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

# 3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

# 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を提出いたしました。

提出年月日	提出書類
2025年2月10日	臨時報告書
2025年4月25日	有価証券報告書
2025年4月25日	有価証券届出書
2025年5月15日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

業務執行社員

# 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

# 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

 アセットマネジメントOne株式会社

 取締役会
 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替へッジなしコース(目標払出し型)の2025年1月28日から2025年7月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・為替ヘッジなしコース(目標払出し型)の2025年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

# 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年9月26日

 アセットマネジメントOne株式会社

 取締役会
 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替ヘッジコース(目標払出し型)の2025年1月28日から2025年7月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・アロケーション・ファンド 毎月決算・限定為替へッジコース(目標払出し型)の2025年7月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

# 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連 する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

# 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。